

心の輪を広げる体験作文・
障害者週間のポスター募集

障害のある人もない人も、
県民誰もが相互に人格と個性
を尊重し支えあう共生社会を
目指し、障害者に対する県民
の理解の促進を図るため、「心
の輪を広げる体験作文」およ
び「障害者週間のポスター」を
募集します。

■テーマ・内容等

・作文／「出会い、ふれあい、
心の輪―障害のある人とな
い人との心のふれあい体験を
広げよう」…題名は自由、内
容は障害のある人となない人
との心のふれあいの体験をつ
つたもの。

・ポスター／「障害の有無にか
かわらず誰もが能力を発揮し
て安全に安心して生活できる
社会の実現」…題名は自由、内
容は障害のある人に対する理
解促進に資するものとし、障
害のある人となない人の相互理
解・交流等を表現したもの。

■応募資格
・作文／県内在住の小学生以
上の方
・ポスター／県内在住の小
学生、中学生

■応募方法
・作文／原則400字詰原稿用紙

を使用し、「小学生区分」「中
学生区分」は2〜4枚程度、「高
校生区分」「一般区分」は4〜
6枚程度とします。

※パソコン等の電子機器による作成も可
・ポスター／ポスターの規格
は、画用紙のB3判(横364mm×
縦515mm)または四つ切り(横382
mm×縦542mm)を使用し、これに
満たない作品はB3判の台紙
に貼付してください。なお、作
品は縦位置(縦長)のみとしま
す。彩色画材は自由。

※ポスターについては、標語およびそ
れに類する文字は入れないこと

※第三者が知的財産権を保有する著
作物は使用しないこと。いずれも応募
作品には、題名、住所、氏名(ふりが
な)、年齢(生年月日)、職業または学校
名(学生)、電話番号、FAX番号、障害
の有無・程度その他参考となる事項
を記入した用紙を添付してください

■応募期間

7月1日(火)〜

9月4日(木)必着
詳しい応募方法等、詳細は
ホームページをご覧ください。
か、お問い合わせください。

■応募・問い合わせ

高知県子ども・福祉政策部
障害福祉課(担当 廣田、前島)
〒780-18570
高知市丸ノ内一丁目二〇

☎088-823-9633

ホームページQR



COUNSELING
相談

無料調停手続相談会

調停は裁判所で行われ、民事
や家事のトラブルで困ったとき
に、非公開で話し合いによる解
決を基本とし、手軽に、安く活
用できる制度です。プライバシ
ーも守られ、調停が成立すれば
裁判による判決と同一の効力
が生じます。予約不要。当日、
相談会場へお越しください。

■内容 民事問題(損害賠償、
金銭貸借、立替金、家賃等)や、
家事問題(離婚、財産分与、養
育費、相続等)などの問題を解
決できる、調停制度を活用する
方法について相談に応じます。

■日時 ①9月5日(金)9時30
分〜15時30分、②9月29日(月)
13時〜16時

※受け付けは①15時、②15時30分まで

■場所 高知県民文化ホール
1階 第11多目的室

■相談担当者 民事・家事調停
委員(弁護士調停委員を含む)

■問い合わせ

高知調停協会連合会事務局
(高知家庭裁判所内)
☎088-872-7884
※毎週月・水・金曜日9時〜16時

SENIOR CITIZEN
高齢者

後期高齢者医療保険
の方の医療費について

■90日以上の長期入院の方は
申請が必要です

後期高齢者医療保険の資
格確認書をお持ちの方で、限
度区分が「区分Ⅱ」に該当する
方は、過去12か月間の入院期
間が90日を超えた場合、長期
入院該当適用申請を行うこと
ができます。

長期入院該当と認定された
場合は、「資格確認書」に長期
入院該当日が記載されます。
この資格確認書を提示するこ
とで、入院時の食事代がさら
に減額されます。

■入院や高額な外来診療を受
ける方は資格確認書に限度区
分を記載することができます

限度区分を記載した「資格
確認書」を医療機関に提示す
ることで、窓口での支払いが自
己負担限度額までとなります。

■限度額以上の医療費を
支払った場合

払いすぎた医療費が、高知
県後期高齢者医療広域連合
から後日給付されます。口座



令和7年度市町村民税額
確定に伴う保育料の改定

特定教育・保育施設の保育
料は、児童の属する世帯にか
かる親権者の市町村民税額の
総額により算定しており、根
拠となる令和7年度の市町村
民税額が6月に確定したこと
に伴い、9月に保育料の改定を
行います。算定対象保育料は
令和7年9月分〜令和8年8
月分です。

世帯の市町村民税額の総額
に変更のあった方は、9月以降
の保育料が変更になる可能性
がありますので、あらかじめご
了承ください(寄附金税額控
除、住宅借入金等特別税額控
除等は保育料算定には控除さ
れません)。保育料が変更にな
る方のみ、9月上旬までに通
知します。

◆令和7年度の所得の申告は
お済みでしょうか？

所得の申告がまだの方は9
月以降の保育料が算定でき
ず、最高額の保育料を決定す
る場合があります。現在、無償
化対象の方(3〜5歳児、多

児童扶養手当現況届の
受け付けが始まります

児童扶養手当の認定を受け
ている方には、現況届のお
知らせを7月末に送付してい
ます。

■現況届の提出を忘れずに

現況届により8月1日現在の
世帯の状況や前年分の所得
等を確認し、11月分から翌年
10月分までの手当額を決定し
ます。現況届の提出が2年間
ない場合は受給権を失うこと
になります。

また、手当の受給から5年
を経過する等の要件に該当し
ている方には、「一部支給停止
適用除外事由届出書」(緑色
の用紙)を6月末に送付してい
ますので、必要な書類を添付
し、現況届と一緒に提出して
ください。

※郵送、代理人による提出はできません
■現況届の提出期限
8月29日(金)

■提出先 市民保険課

※支所での現況届の提出は受け付け
ていませんのでご注意ください

■受給者の方へのお願い

次に該当する場合は、速や
かに届け出をお願いします。

①認定を受けている本人や児
童が公的年金を受けるようにな
った

②所得の高い扶養義務者と別
居または同居するようになった

③児童が養子縁組をした

④婚姻はしていないが異性と
同居している、または定期的な
訪問がある(資格喪失となり
ます)

※届け出が遅れたり不正な手段で手
当を受給した場合は、手当を返還し
ていただくことになりますので、ご注意
ください

■問い合わせ

市役所市民保険課

児童手当支給日

児童手当(6月〜7月分)の
8月定期支給日は、8月8日
(金)です。個別に支払通知は
しませんので、通帳で入金の確認
をお願いします。

■問い合わせ

市役所市民保険

のいち動物公園入園パスポート
の引き換えはお済みですか？

5月1日時点で香南市に住
民票を有する新生児〜小学生
までの子どもがいる世帯主に、
県立のいち動物公園入園パス
ポート引換券を1枚送付してい
ます(引換券は5月下旬頃に
発送しています)。

入園パスポートに引き換え
ていただくことで、使用者と
なった方は期限まで何度でも
訪れることができます。安心し
て子どもを遊ばせることがで
きる公園に、お子さんと一緒に
訪れませんか。

■引き換え・有効期限
令和7年6月1日〜

令和8年5月31日

■引換場所 県立のいち動物
公園入口チケット売場

■引き換えに必要なもの 引換
券(引き換え・有効期限が令和
8年5月31日までのもの)

※引換券を紛失した場合は、電子申
請サイトから再交付申請ができます

■電子申請

サイトQR

■お知らせ動画QR

■問い合わせ

市教育委員会子ども課



つばき訪問看護ステーション

- ・疾病や障がいのため通院が困難な方
- ・ご自宅でご家族と一緒に治療したい方
- ・入退院を繰り返しされている方
- ・退院されたばかりで生活に不安がある方
- ・介護についてお困りの方
- ・在宅での看取りの支援など

〒781-5232 香南市野市町西野2360番地1 グランピア野市101

HPアドレス tsubaki-houkan.com

E-MAIL tsubaki2023@outlook.jp

☎0887-52-9953



つばき合同会社

市 県 民 税 第2期
国民健康保険税 第2期
介護保険料 第2期
後期高齢者医療保険料 第2期

の納期限は**9月1日(月)**です。
期限内の納付をお願いします。



未登録の方のみ申請書が送付
されますので、市役所市民保
険課へ提出してください。詳細
はお問い合わせください。

■マイナ保険証をお持ちの方
マイナ保険証をお持ちの方
は受診の際、マイナンバーカ
ードを提示するので、資格確認
書の提示は必要ありません。し
かし、区分Ⅱの方で90日を超
える入院の時は手続きが必要
ですので、市民保険課で申請
をお願いします。

※マイナ保険証：被保険者証利用登
録をしているマイナンバーカード

■問い合わせ

市役所市民保険課